

株式会社 ぎふ建築住宅センター 確認検査業務規程

目次

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

第2条 (用語の定義)

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

第3条 (確認検査業務の基本方針)

第4条 (確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第5条 (確認検査業務管理体制の見直し)

第6条 (確認検査業務の組織体制)

第2節 確認検査業務の手順

第7条 (確認検査業務の手順)

第3節 文書管理及び記録の管理

第8条 (文書管理及び記録の管理)

第9条 (帳簿及び図書の保存方法)

第4節 要員の服務

第10条 (確認検査員の選任)

第11条 (確認検査員の解任)

第12条 (確認検査員の配置)

第13条 (確認検査員等の身分証の携帯)

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

第14条 (確認検査業務を行う時間及び休日)

第15条 (事務所の所在地及びその業務区域)

第16条 (業務の範囲)

第17条 (確認検査業務の処理期間)

第2節 確認

第18条 (確認の申請、受付、引受及び契約)

第19条 (業務約款に盛り込むべき事項)

第20条 (確認の実施)

第21条 (消防長の同意等)

第22条 (保健所通知)

第23条 (構造計算適合性判定の依頼)

第24条 (確認済証の交付等)

第25条 (確認の申請の取り下げ)

第26条 (確認を受けた計画の変更の申請)

第27条 (軽微な変更の申請)

第28条 (確認の記録)

第3節 中間検査

第29条 (中間検査申請の引受及び契約)

第30条 (業務約款に盛り込むべき事項)

第31条 (中間検査の実施)

- 第 32 条 (中間検査の結果)
- 第 33 条 (中間検査の申請の取り下げ)
- 第 34 条 (中間検査の記録)

第 4 節 完了検査

- 第 35 条 (完了検査申請の引受及び契約)
- 第 36 条 (業務約款に盛り込むべき事項)
- 第 37 条 (完了検査の実施)
- 第 38 条 (完了検査の結果)
- 第 39 条 (完了検査の申請の取り下げ)
- 第 40 条 (完了検査の記録)

第 4 章 確認検査手数料等

- 第 41 条 (確認検査手数料の設定)
- 第 42 条 (確認検査手数料の収納)
- 第 43 条 (確認検査手数料の返還)

第 5 章 確認検査業務の監視、改善方法

- 第 44 条 (苦情等の事務処理)
- 第 45 条 (内部監査)
- 第 46 条 (不適格案件等の管理)
- 第 47 条 (再発防止措置)

第 6 章 その他確認検査業務の実施に関し必要な事項

- 第 48 条 (秘密の保持)
 - 第 49 条 (書類の備置及び閲覧)
 - 第 50 条 (事前相談)
 - 第 51 条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
 - 第 52 条 (図書が円滑に引渡しされるための措置)
- 附則

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、(株)ぎふ建築住宅センター（以下「センター」という。支社及び出張所を含む。以下同じ。）が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査及び完了検査に関する業務（以下「確認検査業務」という。）の実施について、法第 77 条の 27 の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。
- (3) 役員 建築基準法施行令第 136 条の 2 の 14 第 2 号に規定する役員をいう。
- (4) 親族 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。
- (5) 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。

イ その者またはその親族が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき

議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

ロ その者が所属する企業、団体等(過去二年間所属していた企業、団体等を含む。)

ハ その者の親族が役員である企業、団体等(過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。)

(6) 制限業種 次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。

イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)

ロ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を含む。)

ハ 不動産業(土地、建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)

ニ 建築設備の製造、供給及び流通業

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

(確認検査業務実施の基本方針)

第3条 センターは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針(以下「指針」という。)その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査業務の使命に鑑み、確認検査業務を公正かつ適確に実施するものとする。

2 社長は、毎年度、確認検査業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを社内で共有する方法等について方針(以下「確認検査業務実施方針」という。)として定め、社員に周知する。

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 社長は、確認検査業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則(以下「確認検査業務管理規則」という。)を定め、社員(非常勤職員を含む。)に周知し、実施させる。

2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

(1) 確認検査業務管理体制の見直し

(2) 文書及び記録の管理

(3) 苦情等事務処理

(4) 内部監査

(5) 不適格案件管理

(6) 再発防止措置

(7) 秘密の保持

3 社長は、センターが行う確認検査業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。

4 確認検査業務の実施に係る最高責任者は社長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

- 第5条 社長は、センターの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。
- また、センター及びセンターの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。
- 2 確認検査業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査業務の組織体制)

- 第6条 社長は、確認検査業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。
- 2 確認検査業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 3 確認検査業務管理責任者は、確認検査業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための業務体制を構築するものとする。

第2節 確認検査業務の手順

(確認検査業務の手順)

- 第7条 確認検査業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、社長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施マニュアル(以下「マニュアル」という。)を定め、これに従い確認検査員等に確認審査業務を実施させる。
- 2 マニュアルには、法適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行なわれたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。
- 3 社長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員、補助員がいつでも利用できるよう徹底する。

第3節 文書管理及び記録の管理

(文書管理及び記録の管理)

- 第8条 確認検査業務が常に公正かつ適確に行なわれることを確実にするため、建築主等との打ち合わせ、指摘事項とその対応及びその実施の確認その他確認検査業務の実施の過程で行なわれた事柄に関する記録を作成し、原則として、15年間保存するものとする。
- 2 前項の記録、確認検査の申請図書その他の文書(以下「文書」という。)は、容易に識別、検索でき、必要に応じて参照できるよう適確に保管、管理を行なうものとする。
- 3 文書は、作成に先立ち、権限を与えられた者がその適切性を審査し、承認する。
- 4 文書は、必要に応じ更新し、履歴を記録する。

(帳簿及び図書の保存方法) (ウ)

- 第9条 確認、中間検査及び完了検査の申請関係図書等は、施錠のできる室及び倉庫に保管し、秘密の漏れることのない方法で行う。ただし、審査、検査又は調査その他必要のある場合はこの限りでない。(ウ)

第4節 要員及び服務

(確認検査員の選任)

- 第10条 社長は、確認検査業務を実施させるため、設計・工事監理業、建設業、不動産業並びに建築設備の製造、供給及び流通業を兼業しない常時雇用職員である確認検査員を10名以上選任し、9名以上

を専任とする。(ウ)

- 2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関等に関する省令」という。）第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。
- 3 前2項の規定に関わらず、社長は、確認、中間検査及び完了検査の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

（確認検査員の解任）

第11条 社長は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。(ウ)

- (1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 法77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の削除があったとき。
- (3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（確認検査員の配置）

第12条 確認検査業務に従事する職員を、第9条の確認検査員を含めて13名以上（本社に8名以上、支社に1名以上、出張所に1名以上）配置する。(ア) (ウ)

- 2 支社又は出張所の確認検査員が、休暇を取る場合その他の事情により、業務を実施することができない場合にあっては、本社の確認検査員が支社及び出張所において臨時に確認検査業務を行う。ただし、緊急の場合にあっては、本社で確認検査業務を行うことができる。
- 3 社長は、第5条第1項の規定に基づく処置等を行った場合には、本社、支社及び出張所がそれぞれの見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査業務に従事する職員の配置を見直す。(ウ)

（確認検査員等の身分証の携帯）

第13条 確認検査業務に従事する職員が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。(ウ)

- 2 前項の身分証の様式は、様式G—1による。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一 般

（確認検査業務を行う時間及び休日）

第14条 確認検査業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。(イ) (ウ)

- 2 前項の休日は、次のとおりとする。
 - (1) 土曜日並びに日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - (4) その他会社の定める日
- 3 第1項の確認検査業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと建築主との間において確認検査業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第15条 確認検査業務の業務区域は岐阜県の全域及び愛知県の一部地域(愛西市、津島市、稲沢市、岩倉市、一宮市、江南市、犬山市、小牧市、春日井市、及び丹羽郡に限る。)とする。(ウ)

2 各事務所の業務の区域は、前項に示すとおりとする。(ウ)

3 事務所の所在地は、次のとおりとする。(ウ)

本 社	岐阜県岐阜市藪田東1丁目2番2号(ウ)
中濃支社	岐阜県美濃加茂市西町7丁目18番地(ウ)(オ)
東濃支社	岐阜県多治見市東町1丁目9番地3(ウ)
恵那出張所	岐阜県恵那市長島町久須見1317番地(ウ)
飛騨出張所	岐阜県高山市昭和町3丁目2番地12(ウ)

(業務の範囲)

第16条 確認検査業務を行う範囲は、指定機関等に関する省令第15条第1項第1号から第14号までとする。(ウ)

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その確認検査業務を行わない。

- (1) 社長又は確認検査業務管理責任者
- (2) (1)に掲げる者の親族
- (3) (2)に掲げる者の関係企業等

3 前項の規定は、予めセンターが作成した確認検査業務除外一覧表を第18条の規定による確認申請、第29条の規定による中間検査の申請及び第35条の規定による完了検査の申請を引き受ける際に、当該申請書と照合する等して、該当する場合は確認検査業務を行わない。(ウ)

(確認検査業務の処理期間)

第17条 センターは、申請建物の規模や用途に応じた標準的な確認検査業務の処理期間を定め、提示する。(ウ)

第2節 確 認

(確認の申請、受付、引受及び契約)

第18条 建築主は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下、「施行規則」という。)

第1条の3、第2条の2又は第3条(これらの規定を第3条の3第1項から第3項まで又は第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。)の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。(ウ)

(1) 次の通知書の写し(該当する場合に限る。)

- イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2通
- ロ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書 2通(ウ)
- ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2通

(2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し(該当する場合に限る) 2通

(3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 1通

(4) その他センターが必要があるとした図書及び書類(ウ)

2 前項の申請は、予めセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織(センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と建築主の使用に係る入出力装置とを電

気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)にて行うことができる。

- 3 センターは、第1項の確認の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等が第15条第1項に規定する建築物等であること。
 - (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
 - (5) 申請に係る計画が第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 4 前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地がないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主に返還する。
- 5 第3項により申請を引き受けた場合には、建築主とセンターは別に定める「確認検査業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。この場合、建築主の求めに応じ引受承諾書(様式G-2)を交付する。
- 6 建築主が、正当な理由なく、手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第1項の引受けを取り消すことができる。
- 7 センターは、前6項の規定に関わらず、確認又は中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には確認業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第19条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。(ウ)

- (1) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、申請に係る計画に関しセンターがなした建築基準関係法令への適合性の疑義に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 確認が法第6条第5項に規定する構造適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であつて、法第6条の2第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、センターは当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限延長することができる旨の規定。
- (4) センターは、センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定

(確認の実施)

第20条 センターは、確認申請を引き受けたときは、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。(ウ)

- 2 確認検査員等は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、確認の業務を行わない。
 - (1) 当該確認検査員等
 - (2) 当該確認検査員等の親族
 - (3) 当該確認検査員等関係企業等
- 3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第1項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、単独で確認業務を行わない。

(消防長の同意等)

- 第21条 センターは、法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、様式G—3に、建築主から提出された書類及び図書を添えて行う。(ウ)
- 2 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく消防長等の指定する様式文書により行う。(ウ)

(保健所通知)

- 第22条 センターは、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく保健所長等の指定する様式文書により行う。(ウ)

(構造計算適合性判定の依頼、並行審査) (ウ) (エ)

- 第23条 センターは、法6条の2第3項の規定により構造計算適合性判定を必要とする建築物である場合においては、指針別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項について審査を行った後速やかに知事(法第18条の2第1項の規定により指定された指定構造計算適合性判定機関を含む。以下「知事等」という。)に構造計算適合性判定を求める。

ただし、確認審査と並行して構造計算適合性判定を求める場合は、知事等が定めた並行審査基準により行う。(ウ) (エ)

- 2 センターは、知事等に構造計算適合性判定を依頼する場合は、確認申請書(副本1通)及びその添付図書(構造計算適合性判定に要するものに限る。)、構造計算適合性判定において知事等が定める図書等を提出する。(ウ)
- 3 センターは、構造計算適合性判定を求めた知事等から構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判断できない旨の通知を受けた場合は、速やかに建築主等に期限を定めて修正又は追加説明書を求めるものとする。(ウ)
- 4 センターは、建築主等が前項の規定による求めに対し補正又は追加説明書の提出を行ったときは、速やかに当該図書を審査し、前項の知事等に提出するものとする。(ウ)
- 5 センターは、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を求めてはならない。(ウ)
- (1) センターの代表者または確認検査業務の担当役員の関係企業等に該当する指定構造計算適合性判定機関(ウ)
 - (2) センターが、その総株主または総出資者の議決権の百分の五以上を有する指定構造計算適合性判定機関(ウ)
 - (3) センターが、その親会社等である指定構造計算適合性判定機関(ウ)

(確認済証の交付等)

- 第24条 センターは、第19条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては施行規則別記第15号様式による確認済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては施行規則別記第15号の2様式による通知書を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときにあつては施行規則別記第15号の3様式による通知書を、建築主に対してそれぞれ交付する。(ウ)
- 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの1部を添えて行う。
- 3 前項の図書の交付は、予めセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

(確認の申請の取り下げ)

- 第25条 建築主は、建築主の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げ場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届（様式G-4）をセンターに提出する。（ウ）
- 2 センターは、前項の申請があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主に返却する。

（確認を受けた計画の変更の申請）

第26条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。）され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第17条から前条までの規定を準用する。（ウ）

（軽微な変更の申請）（ウ）

- 第27条 建築主は、確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画について規則第3条の2に規定する軽微な変更が生じたときは、建築物等計画変更届（様式G-5）に当該変更に係る部分の図書及び書類を添えて提出するものとする。（ウ）
- 2 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物等について、建築主、工事監理者、工事施工者その他の確認申請書の記載事項を変更する場合は、確認申請書記載事項変更届（様式G-6）を提出するものとする。（ウ）
- 3 確認検査員は、第1項または第2項の届出があったときは、変更に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査をするものとする。（ウ）

（確認の記録）

第28条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。（ウ）

第3節 中間検査

（中間検査申請の引受及び契約）

- 第29条 建築主は、施行規則第4条の8の規定による中間検査申請書に次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行うものとする。（ウ）
- (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認、第34条（完了検査の申請）において同じ。）に要した図書（ウ）
 - (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し 1通（ウ）
 - (3) その他センターが必要あるとした図書及び書類（ウ）
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主は、前項第1号に規定する図書の提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。
- 4 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- (1) 申請のあった工事中の建築物等が第15条第1項に規定する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 当該工事中の建築物等が第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 5 センターは、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主に返還する。

- 6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主に中間検査引受承諾書（様式G-7）を交付する。この場合、建築主とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
（ウ）
- 7 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第4項の引受けを取り消すことができる。
- 8 センターは、前7項の規定に関わらず、確認又は中間検査又は完了検査の申請件数が、見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第30条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。（ウ）

- （1）建築主は、センターが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- （2）建築主は、センターの請求があるときは、センターの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

（中間検査の実施）

第31条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から4日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日（センター又は建築主の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。（ウ）

- 2 確認検査員等は、第19条第2項各号に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、中間検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実施にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求める。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、単独で検査を行わない。

（中間検査の結果）

第32条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合すると認めたときにあつては施行規則別記第31号様式による中間検査合格証を、建築基準関係規定に適合していないことを認めたときにあつては施行規則別記第30号の2様式による中間検査合格証を交付できない旨の通知書をそれぞれ交付する。（ウ）

- 2 第1項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第28条第1項に規定する書類のうち提出のあったもの1部を添えて行う。（ウ）
- 3 前項の図書の交付は、予めセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

（中間検査の申請の取り下げ）

第33条 建築主は、建築主の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届（様式G-8）をセンターに提出する。（ウ）

- 2 センターは、前項の申請があつたときは、検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主に返却する。

(中間検査の記録)

第 34 条 確認検査員等は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。(ウ)

第 4 節 完了検査

(完了検査申請の引受及び契約)

第 35 条 建築主は、施行規則第 4 条の規定による完了検査の申請書に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行うものとする。(ウ)

- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した図書 1 通 (ウ)
 - (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し 1 通 (ウ)
 - (3) その他センターが必要があるとした図書及び書類 (ウ)
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主は、前項第 1 号に規定する図書の提出を要しない。
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主は、第 1 項第 2 号に規定する図書の提出を要しない。
- 4 センターは、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- (1) 当該建築物等が第 15 条第 1 項に規定する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該申請に係る建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 当該建築物等が第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 5 センターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主に返還する。
- 6 第 4 項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主に完了検査引受承諾書(様式 G-9)を交付する。この場合、建築主とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。(ウ)
- 7 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第 4 項の引受けを取り消すことができる。
- 8 センターは、前 7 項の規定に関わらず、確認又は中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第 36 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。(ウ)

- (1) 建築主は、センターが完了検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定。
- (2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの完了検査業務遂行に必要な範囲内において申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

(完了検査の実施)

第 37 条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った

日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（センター又は建築主の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。（ウ）

- 2 確認検査員等は、第19条第2項に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他制限業種に係る業務を行う建築物について、完了検査の業務を行わない
- 3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。（ウ）
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、寸法計測、作動試験、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、単独で検査を行わない。（ウ）

（完了検査の結果）

第38条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときあつては施行規則別記第24号様式による検査済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときあつては施行規則別記第23号の2様式による検査済証を交付できない旨の通知書を、それぞれ交付する。（ウ）

- 2 第1項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第35条第1項に規定する書類のうち提出があつたもの1部を添えて行う。（ウ）
- 3 前項の図書は、予めセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

（完了検査の申請の取り下げ）

第39条 建築主は、建築主の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届（様式G-10）をセンターに提出する。（ウ）

- 2 センターは、前項の申請があつたときは、検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主に返却する。

（完了検査の記録）

第40条 確認検査員等は、申請のあつた建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置を記録するものとする。（ウ）

第4章 確認検査手数料等

（確認検査手数料の設定）

第41条 センターは、確認検査業務の実施に係る手数料を確認検査業務手数料規程に定める。（ウ）

（確認検査手数料の収納）

第42条 建築主は、確認、中間検査及び完了検査の引受承諾書の交付時に、確認検査手数料を、センターにおいて現金にて納入するものとする。ただし、申請時に手数料が銀行振込により納入したことを確認できる場合はこの限りでない。（ウ）

- 2 前項の払込に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 センターと建築主は、協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。
- 4 センターは、類似する建築物等の確認検査業務が効率的に実施できる場合にあっては、実費を勘案し

て確認検査手数料を減額することができる。

(確認検査手数料の返還)

第 43 条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査業務が実施できなかった場合は、建築主に返還する。(ウ)

2 確認申請時に支払われた構造計算適合性判定手数料は、構造計算適合性判定機関へ申請できなかった場合は、建築主に返還する。(ウ)

第 5 章 確認検査業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第 44 条 センターは、確認検査業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。(ウ)

2 センターは、法第 9 4 条第 1 項に規定する審査請求または損害賠償請求が行われた場合において、これに適切に対処する。(ウ)

3 前 2 項の苦情、審査請求、損害賠償請求及びこれらに対してセンターがとった処置は、遅滞なく記録するものとする。(ウ)

(内部監査)

第 45 条 センターは、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年 1 回、内部監査を実施する。(ウ)

2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。

(1) 法、法に基づく命令及び条令、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況

(2) この規程への適合状況

(3) 第 3 条第 1 項に規定する確認検査業務実施の基本方針への適合状況

(4) 確認検査業務管理体制の状況

(5) この規程の内容の見直しの必要性

3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

(不適格案件等の管理)

第 46 条 センターは、不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証又は中間検査合格証又は検査済証を交付したものをいい、法第 6 条の 2 第 1 1 項に規定する通知（以下「不適合通知」という。）を受けた案件を含む。以下同じ。）が発生した場合について適切な処置を確実に実施する。(ウ)

2 センターは、確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

3 センターは、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

第 47 条 センターは、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

(ウ)

2 センターは、再発防止措置に関する以下の事項を定める。

- (1) 不適格案件の内容確認
- (2) 不適格案件発生の原因の特定
- (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
- (4) 必要な措置の決定及び実施
- (5) 実施した処置の結果の記録
- (6) 是正処置において実施した活動の評価

第6章 その他確認検査業務の実施に関し必要な事項

(秘密の保持) (ウ)

第48条 センターの役員及びその職員は、確認検査業務に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。役員及び職員でなくなった後においても同様とする。(ウ)

(書類の備置及び閲覧)

第49条 センターは、法第77条の29の2に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するために、本社、支社及び出張所に必要な設備及び体制を置く。(ウ)

2 当該事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において行った確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容が明示された書類を閲覧に供する。(ウ)

(事前相談)

第50条 センターに確認、中間検査又は完了検査を申請しようとする建築主は、申請に先立ち、センターに事前に相談することができる。(ウ)

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第51条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定める。(ウ)

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

第52条 センターは、指定機関に関する省令第31条の規定に基づく書類の引き継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。(ウ)

(附則)

この規程は、平成12年6月2日から施行する。

(附則)

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成13年11月22日から施行する。

(附則)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成19年9月20日から施行する。(法改正により全面改正)

(附則)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。(ア)

(附則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(イ)

(附則)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。(ウ)

(附則)

この規程は、平成22年6月1日から施行する。(エ)

(附則)

この規程は、平成24年1月1日から施行する。(オ)

様式G-1 (第13条関係)

平成 年 月 日 ぎ建住セ第 号		
職 名	氏 名	生 年 月 日
確認検査員		昭和 年 月 日

建築物、建築工事現場立ち入り

写 真

建築基準法第77条の24の規定に基づく
当社の確認検査員であることを証明する。

指定確認検査機関
指定番号
株式会社ぎふ建築住宅センター
代表取締役

(注意)

1. 確認検査業務に当たっては、本証を常に携帯すること。
2. 本証を他人に貸与、又は譲渡しないこと。
3. 身分を失ったときは、必ず返還すること。

確認審査引受承諾書

平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主

様

株式会社ぎふ建築住宅センター
代表取締役 印

下記の確認申請について、建築基準関係規定に係る審査業務をお引受けしました。
なお、この確認審査引受承諾書の発行をもって、裏面に記載する「確認検査業務約款」に基づき契約が締結されたものとみなします。

記

1. 建築確認の申請に係る概要

①建築主御住所	:	_____
御名前	:	_____
②建築場所	:	_____
③建築物用途	:	_____
④構造・階数	:	_____ 造 _____ 階建
⑤延べ面積	:	_____ m ²

2. ※受付年月日 平成 年 月 日
3. ※受付番号 ぎ建住セ第 _____ 号
4. ※確認審査手数料 _____ 円

- 注意 (1) ①②③④⑤欄は申請者でご記入ください。
(2) ※印欄は記入しないでください。
(2) 株式会社ぎふ建築住宅センター確認検査業務約款は必ずお読みください。
(4) 確認のお問合せは本書を提示、または受付番号によりお問合わせください。
(5)

※手数料受領確認印欄

指定民間確認検査機関
株式会社ぎふ建築住宅センター
岐阜市藪田東1丁目2番2号
Tel 058-275-9033 Fax 058-275-9055

様式G-3 (第21条関係)

消防同意について (依頼)

ぎ建住セ第 号
平成 年 月 日

消防長
消防署長 様

株式会社ぎふ建築住宅センター

建築基準法第93条第1項の規定に基づき同意を求めます。

様式G-4 (第25条関係)

<p>確認申請取下げ届</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社ぎふ建築住宅センター 代表取締役 様</p> <p style="text-align: right;">届者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印 <small>(法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</small></p> <p style="text-align: right;">電話 () -</p> <p>平成 年 月 日に申し込みました確認審査の申請について、株式会社ぎふ建築住宅センター確認 検査業務約款第4条の規定による取下げをします。</p>		
地名地番		
申請年月日	平成 年 月 日	
確認受付番号	ぎ建住セ第 号	
取下げの理由		
※受付	※決裁欄	※備考
	※処理日	

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 届者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。



建築物等計画変更届 平成 年 月 日 株式会社ぎふ建築住宅センター 代表取締役 様 届者 住所 氏名 印 電話 () - (法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 建築物等の計画を変更したいので、届け出ます。				
確認年月日	平成 年 月 日	確認番号	ぎ建住セ第 号	
地名地番				
主要用途			工事種別	
変更内容	前			
	後			
変更理由				
※受付	※決裁欄		変更届通知書交付欄	
			受領年月日	平成 年 月 日
			受領者	所属
	※原本照合欄	※通知		氏名
			連絡先電話番号	() -

注1 正印の※印欄及び副印の通知欄は、記入しないでください。

2 届者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

副

建築物等計画変更届受理通知書

平成 年 月 日

ぎ建住セ 第 号

届者 住所

氏名

下記のとおり建築物等計画変更届を受理したので通知します。

平成 年 月 日

株式会社ぎふ建築住宅センター
代表取締役

確認年月日	平成 年 月 日	確認番号	ぎ建住セ第 号
地名地番			
主要用途		工事種別	
変更内容	前		
	後		
変更理由			



確認申請書記載事項変更届 平成 年 月 日			
株式会社ぎふ建築住宅センター 代表取締役 様			
届者 住所			
(建築主変更の場合は、変更前の建築主) 氏名			印
電話 () -			
(建築主変更の場合は、変更後の建築主) 氏名			印
電話 () -			
(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)			
確認申請書の記載事項を変更したいので、届け出ます。			
確認年月日	平成 年 月 日	確認番号	ぎ建住セ第 号
地名地番			
主要用途		工事種別	
変更年月日			
変更事項	建築主、工事監理者、工事施行者、その他 ()		
変更内容	変更前 (住所氏名)		
	変更後 (住所氏名)		
変更理由			
※受付	※決裁欄		記載事項変更届通知書交付欄
			受領年月日 平成 年 月 日
			受領者 所属
			氏名
	※原本照合欄	※通知	
		連絡先電話番号 () -	

注1 正印の※印欄及び副印の通知欄は、記入しないでください。

2 届者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。



確認申請書記載事項変更届受理通知書

平成 年 月 日

ぎ建住セ 第 号

届者 住所

氏名

下記のとおり確認申請書記載事項変更届を受理したので通知します。

平成 年 月 日

株式会社ぎふ建築住宅センター
代表取締役

印

確認年月日	平成 年 月 日	確認番号	ぎ建住セ第 号
地名地番			
主要用途		工事種別	
変更年月日			
変更事項	建築主、工事監理者、工事施行者、その他 ()		
変更内容	変更前 (住所氏名)		
	変更後 (住所氏名)		
変更理由			

様式G-7 (第29条関係)

建築基準法第7条の4第2項の規定による

中間検査引受承諾書

(中間検査引受証)

ぎ建住セ第 号
平成 年 月 日

(建築主、設置者又は築造主)

様

株式会社ぎふ建築住宅センター
代表取締役 印

下記による特定行程について、建築基準法第7条の4第1項の規定に係る検査業務をお引受けします。なおこの中間検査引受承諾書の発行をもって、裏面に記載の「株式会社ぎふ建築住宅センター確認検査業務約款」に基づき契約が為されたものとみなします。

記

- 1 確認済証番号 ぎ建住セ第 号
- 2 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
- 3 確認済証交付者
- 4 建築場所、設置場所又は築造場所
- 5 特定工程
- 6 特定工程工事終了年月日 平成 年 月 日
- 7 ※ 検査引受年月日 平成 年 月 日
- 8 ※ 中間検査手数料 円

- (注意) (1) ※は記入しないでください。
(2) 株式会社ぎふ建築住宅センター確認検査業務約款を必ずお読みください。
(3) 検査に係る照会は本書持参又は確認済証番号によりお問い合わせください。

指定民間確認検査機関
株式会社ぎふ建築住宅センター
岐阜市藪田東1丁目2番2号
Tel 058-275-9033 Fax 058-275-9055

※手数料受領確認印欄

様式G-8 (第33条関係)

<p>中間検査申請取下げ届</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社ぎふ建築住宅センター 代表取締役 様</p> <p style="text-align: right;">届者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印 <small>(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</small></p> <p style="text-align: right;">電話 () -</p> <p>平成 年 月 日に提出しました中間検査の申請について、株式会社ぎふ建築住宅センター確認検査業務約款第4条の規定による取下げをします。</p>		
地名地番		
確認年月日	平成 年 月 日	
確認済証番号	ぎ建住セ第 号	
取下げの理由		
※受付	※決裁欄	※備考
	※決裁欄	

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 届者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式G-9 (第35条関係)

建築基準法第7条の2第3項の規定による

完了検査引受承諾書

(完了検査引受証)

ぎ建住セ第 号
平成 年 月 日

(建築主、設置者又は築造主)

様

株式会社ぎふ建築住宅センター
代表取締役 印

下記に係る工事について、建築基準法第7条の2第1項の規定に係る検査業務をお引受けします。
なお、この完了検査引受承諾書の発行をもって、裏面に記載の「株式会社ぎふ建築住宅センター確認検査業務約款」に基づき契約が為されたものとみなします。

記

- 1 確認済証番号 ぎ建住セ第 号
- 2 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
- 3 確認済証交付者
- 4 建築場所、設置場所又は築造場所
- 5 工事完了年月日 平成 年 月 日
- 6 ※ 検査引受年月日 平成 年 月 日
- 7 ※ 完了検査手数料 円

- (注意) (1) ※は記入しないでください。
(2) 株式会社ぎふ建築住宅センター確認検査業務約款を必ずお読みください。
(3) 検査に係る照会は本書持参又は確認検査済証番号によりお問い合わせください。

※手数料受領確認印欄

指定民間確認検査機関
株式会社ぎふ建築住宅センター
岐阜市藪田東1丁目2番2号
Tel 058-275-9033 Fax 058-275-9055

様式G—10（第39条関係）

完了検査申請取下げ届		
平成 年 月 日		
株式会社ぎふ建築住宅センター 代表取締役 様		
届者 住所		
氏名 印 <small>(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</small>		
電話 () —		
平成 年 月 日に提出しました完了検査の申請について、株式会社ぎふ建築住宅センター確認検査業務約款第4条の規定による取下げをします。		
地名地番		
確認年月日		
確認済証番号		
取下げの理由		
※受付	※決裁欄	※備考
	※処理日	

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 届者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます